重要事項説明書

(障害福祉短期入所サービス)

1. 事業所の概要

当くすのき苑は、「社会福祉法人大垣市社会福祉事業団」が運営しております。

(1) 短期入所サービスの名称及びサービス地域

,		,, ,				•
名					称	大垣市くすのき苑
所		1	玍		地	大垣市多芸島 4 丁目 64 番地 1
指	定	事	業	番	号	短期入所(岐阜県 2112100280)
指	定	4	年	月	日	平成 18 年 10 月 1 日
電	i	話	番	i i	号	(0584) 89-8100
サー	ービス	を提信	洪する	対象	地域	大垣市内及び片道所要時間概ね 30 分以内の地域(家族送迎の場合、この限りではない。)
定					員	13名
主	た	る	対	象	者	身体障害者、身体障害児

(2) 職員体制(介護老人福祉施設を含めて職員を配置)

			職		租	Ĺ	常	勤	非	常	勤	計
管	理	者	(施記	殳長)				1名				1名
生	活	相	談	員			2名(介専	・介護兼務)				2名
介	護	支	援	専	門	員	3名(相	・介護兼務)				3名
機	能	訓	練	指	導	員		1名			3名	4名
管	理	栄	養	士				2名				2名
医	師	(嘱言	壬: Þ	勺科、	精神	科)					4名	4名
事	務	職	員					2名			2名	4名
					看	護師		4名				4名
△対	¥ . =	€=推 II	な 日		看記	護職員		2名				2名
川醇	介護・看護職員		介記	護福祉士	29名(相	•介専兼務)			8名	37 名		
					そ	の他		9名			9名	18名

(3) 居室の概要(介護老人福祉施設と共用)

() !						
居室の種類	室 数	面積	備考			
個 室	9室	100. 68 m²	一階 1 室、二階 8 室			
2 人部屋	6室	128. 82 m²	"5室、"1室			
3 人部屋	2室	61. 62 m²	〃 1 室、 〃 1 室			
4 人部屋	24 室	794. 22 m²	〃 9 室、			
合 計	41 室	1, 085.34 m ²				

(4) その他主な設備(介護老人福祉施設と共用)

設備の種類	室数	面積	備考
食堂	1室	266. 00 m²	
機能訓練室	1室	40. 00 m ²	階段、肋木、平行棒、手滑車
一般浴室	1室	28. 00 m²	
機械浴室	1室	72. 00 m²	特殊浴槽 2 台
便所	6室	230. 20 m²	一階3か所、二階3か所
医務室	1室	35. 00 m²	

2. サービス内容

項目	内容
	管理栄養士の立てる献立表により栄養と利用者の身体状況に配慮した
	食事を提供します。
	食事は、できるだけ離床して食堂で食事をしていただきます。
 食事 	食事時間 朝食 7時30分~8時45分
	昼食 12 時 00 分~13 時 30 分
	夕食 18 時 00 分~19 時 30 分
	*給食業務は業者委託です。
②排泄	利用者の身体状況にあわせた排泄介助を行います。
③入浴	利用者の状況にあわせた入浴方法(一般浴・機械浴・清拭)で行います。
④機能訓練	機能訓練指導員により機能訓練を行い、機能の維持向上に努めます。
⑤健康管理	医師・看護職員により健康管理に努め、また緊急等必要な場合には医療
少 使承自生	機関に責任を持って引継ぎます。
 ⑥自立への支援	生活のリズム等を考え、寝たきり防止・快適な生活が送れるよう離床
□□□ 立、八人接	・教養娯楽に努めます。
	送迎車等で送迎します。原則として祝日を除く月曜日から土曜日(午前
⑦送迎	9時から午後5時の間)です。ただし、その他事情がある場合はご相談
	ください。

3. 料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、利用者の障害支援区分に応じた福祉型短期入所サービス利用料金のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を直接受け取る(代理受領)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額をお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。なお、当施設は大垣市内になりますので、下記の該当する単位数の合算に10.18円を乗じた金額になります。

介護給付費支給対象サービス利用料金(18歳以上)

(日額)

障害支援区分	区分1	区分 2	区分3	区分 4	区分 5	区分 6	
サービス利用単位数(全日)(I)	509 単位	509 単位	583 単位	648 単位	784 単位	923 単位	
サービス利用単位数 (他サービス併用) (II)	173 単位	173 単位	240 単位	318 単位	527 単位	602 単位	
栄養士配置加算			22 単	鱼位			
短期利用加算			30 単	单位			
食事提供体制加算			48 単	单位			
重度障害者支援加算(I)	50 単位 ※心身の状態が算定要件を満たす場合にのみ算定します。						
送迎加算	186 単位 ※送迎を行った場合に算定します。						
2. サービス利用に かかる自己負担額	各障害支援区分に該当するサービス利用料金(全日又は他サービス併用)及び各加算に該当する額を加えた額の1割。 ※利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。						
3.食 費 (自己負担額)	1,445 円 (内訳 朝食 337 円 昼食 565 円 夕食 543 円)						
4. 光 熱 水 費 (自己負担額)	340 円						
5. 自己負担額合計	上記 2. サービス利用にかかる自己負担額に 3. 食費(食事提供体制加算により減額があります) 4. 光熱水費を加えた金額になります。						

	147011= (== 22011114)			
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	
サービス利用単位数 (全日)	509 単位	615 単位	784 単位	
サービス利用単位数(他サービス併用)	173 単位	279 単位	527 単位	
栄養士配置加算		22 単位		
短期利用加算		30 単位		
食事提供体制加算	48 単位			
重度障害者支援加算	50 単位 ※心身の状態が算定要件を満たす場合にのみ算定します。			
送迎加算	186 単位 ※送迎を行った場合に算定します。			
2. サービス利用に かかる自己負担額	各障害支援区分に該当するサービス利用料金(全日又は他サービス併用) 及び各加算に該当する額を加えた額の1割。 ※利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。			
3.食 費 (自己負担額)	1,445円(内訳 朝食337円 昼食565円 夕食543円)			
4. 光 熱 水 費 (自己負担額)	340 円			
5. 自己負担額合計	上記 2. サービス利用にかかる自己負担額に 3. 食費(食事提供体制加算により減額があります) 4. 光熱水費を加えた金額になります。			

4. サービスの利用方法

★ 当施設へ直接お申し込みください。

5. 当事業所の施設サービスの特徴

(1) 事業所の目的

この事業は、障がい等に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等に拠り、支援が必要になった方々の自立復帰に向けた各種サービスを提供します。

(2) 運営の方針

利用者の心身の状態を的確に把握し、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう、入浴・排泄・食事・その他全般にわたる援助を行い利用者の社 会的孤立感の解消及び家族の身体的・精神的な負担の軽減に努めます。

6. 緊急時の対応方法

施設サービスの提供中に利用者の心身の状態に変化があった場合は、利用者の家族に 連絡するとともに、救急指定病院等へ依頼します。

7. 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡するとともに、上記6の緊急時の対応方法に基づき必要な措置を講じます。また、事業所は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

8. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、虐待防止に関する責任者の選定及び設置、苦情解決体制の整備、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

9. 協力医療機関

医療機関の名称	診療科目	院長名	住所	電話番号
大垣市民病院	総合病院	豊田 秀徳	大垣市南頬町4丁目86番地	78 - 3341

10. 非常災害対策

防災時の対応	別に定める消防計画により対応するとともに、消防署と連絡を密にし、 近隣自治会に防災協力を依頼し、非常時の対応を約束しています。
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器等設置してあり、カーテン・布団等は防炎性能のあるものを使用しています。
防災訓練	消防計画に基づき訓練を行っています。
防火責任者	石丸明美

11. 施設利用の際の留意事項

来訪·面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会表に記入また職員に届け 出てください。
外出	外出の際には、事前に行き先と帰宅時間を職員にお知らせください。
居室等の利用	施設内の居室や設備・器具は、使用方法に従って利用してください。 利用により破損等生じた場合は、弁償していただくことがあります。
所持品の管理	原則として利用者又は家族の責任で管理をお願いします。ただし、施設の 防災上ライター・マッチ等については職員が預かります。

12. 要望・苦情等申込先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望·苦情等申込先

当施設ご利用者相談・苦情窓口	・苦情受付担当者生活相談員:長澤 一史五島 陽子・苦情解決責任者施設長 :加藤千恵美	電話	0584-89-8100
----------------	--	----	--------------

当施設以外に、市等の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

大垣市健康福祉部障がい福祉課	電話	0584-81-4111
岐阜県運営適正化委員会	電話	058 - 278 - 5136

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・担当者	111 -1 /11	電話	0584-89-8100
	施設長	: 加藤千恵美		

13. 苦情解決体制

社会福祉法 82条の規定により、本事業所では利用者・ご家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えました。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者、苦情解決総括責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたします。

- (1) 苦情解決責任者 大垣市くすのき苑 加藤千恵美 (施設長)
- (2) 苦情受付担当者 大垣市くすのき苑 長澤 一史(相談員) 五島 陽子(相談員)
- (3) 苦情解決総括責任者 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団 牛場 誠(事務局長)
- (4) 第三者委員 加藤 誠(大垣勤労者福祉センター 常務理事)電話 0584-93-1100山田 鈴子(大垣市宇留生女性連合会 会計) 電話 0584-91-2616大橋奈麻輝(大垣市社会福祉協議会 事務局長) 電話 0584-78-8181

苦情解決の体制・手順

- (1)利用者への周知:施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決総括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や 苦情解決の仕組みについて周知します。
- (2) 苦情の受付: 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けます。
- (3) 苦情受付の報告・確認: 苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。 第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受付けた旨を通知します。
- (4)苦情解決のための話し合い:苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、 解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情総括責任者、第三者委員の 助言や立会いを求めることができます。
- (5) 苦情解決の記録・報告: 苦情受付け担当者は、苦情受付けから解決・改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び総括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。
- (6)解決結果の公表:苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し公表します。

14. 身体拘束の廃止について

施設はサービスの提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束とその他、利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の3つの要件を満たしているか、また、その理由、 方法、場所、心身の状況、期間等についても十分に検討し、本人・家族への十分な説明をし たうえで同意を得て行います。

- ① 切迫性(利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い)
- ② 非代替性身体拘束(身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がない)
- ③ 一時性(身体拘束とその他の行動制限が一時的なものである)

また、実施にあたっては、利用者の心身の状況や対応等について記録をするとともに身体 拘束の早期解除に向け検討をします。身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場 合は、事前に利用者及び家族に対し、同意を得たうえで実施します。拘束期間については、 必要最低限とし、早期解除に向けて取り組みます。

15. 事業者の概要

事 業 者	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
主たる事業所の所在地	大垣市牧野町2丁目150番地1
代 表 者	理事長 北野 茂樹
TEL • FAX	0584-71-3918 • 0584-71-4191
法人の設立年月	平成2年4月

16. 当施設の個人情報の取り扱いについて

• 基本方針

大垣市くすのき苑は、当施設が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のため

に、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び 厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言します。

- ・個人情報の適切な収集、利用、提供の実施
 - (1) 個人情報の取得に際し、利用目的を特定して通知し又は公表し、利用目的にしたがって適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
 - (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
 - (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。
- ・安全性確保の実施
 - (1) 当施設は、個人情報の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
 - (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- ・個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

利用者ご本人等から、当施設が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、下記の窓口でお受けいたします。

《係長 石丸明美 生活相談員 長澤一史、五島陽子》

囙

令和 年 月 日

施設サービスの提供開始にあたり、利用者に対して短期入所生活事業利用契約書及び本書面に 基づいて説明しました。

設置者 大垣市

氏 名

運営者 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団

説明者 所属 大垣市くすのき苑

私は、短期入所生活事業利用契約書及び本書面により、事業者から施設サービスについての説明を受けました。

なお、適切な個別処遇の対応を得るために、処遇検討会議等において私の個人情報を開示(提供)することに同意します。

本重要事項説明書に記載のある事項について、今後『利用料金改定』以外のその他の変更点については、文書の交付に代えて『社会福祉法人大垣市社会福祉事業団ホームページ内 大垣市くすのき苑』Web サイト掲載の重要事項説明書(PDF)の閲覧により確認することを承諾します。

アドレス [https://ogaki-fukushi.jp/in-cluder/contents/03/doc/0001 33.pdf]

利用者 住 所

氏 名 印

家族等 利用者との関係

住 所

氏 名 印